

平成二十八年十一月二十四日提出
質問第一六四号

日印原子力協定に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

日印原子力協定に関する質問主意書

一 「見解及び了解に関する公文」は国際約束か。

二 核物質及び原子力施設の防護に関する条約第十五条には「この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成す。」と規定されている。ここにおける「不可分の一部」と同じ意味において、「見解及び了解に関する公文」は日印原子力協定の不可分の一部をなしているか。

右質問する。